

よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会条例案の概要

1 提案理由

「よこはま多世代・地域交流型住宅」の適正な整備及び運営を図るため市長の附属機関として、よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 所掌事務（第2条）

- (1) よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者の選定に関すること
（公募要項、スケジュール、評価基準の決定及び事業計画書の審査）
- (2) よこはま多世代・地域交流型住宅の検証・評価に関すること
- (3) その他よこはま多世代・地域交流型住宅に関し市長が必要と認める事項

3 委員会構成（第3条、第5条）

- (1) 委員（学識経験者等5人以内）
高齢者福祉分野、建築分野、地域福祉分野、子育て分野 等
- (2) 臨時委員
地域住民（自治会町内会等）等

4 任期（第4条）

委嘱日から3年（臨時委員を除く）

5 条例施行予定日（附則）

公布日から施行

《参考》

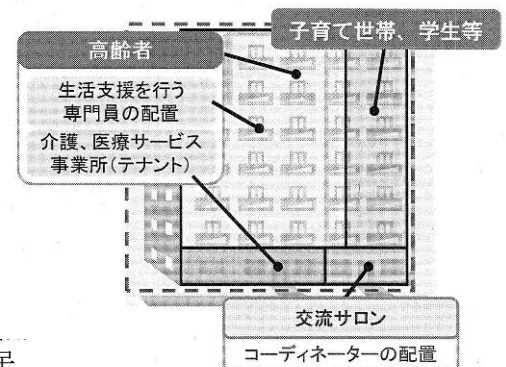
よこはま多世代・地域交流型住宅について

1 事業の概要

高齢者の方が、介護が必要になっても子育て世代などとともに地域の中で安心して住み続けられるよう、市有地等を活用して生活支援などの必要な機能を備えた賃貸住宅を民設民営により整備します。

2 住まいの機能や特徴

- (1) 介護、医療サービス事業所等がテナントとして入居
- (2) 日常のごみ出し等の生活支援を行う専門員を配置
- (3) 居住者間の交流や、居住者と地域の皆様との交流をコーディネートする専門員を配置
- (4) 居住者や地域の皆様が交流できるサロン等を設置
- (5) 高齢者だけでなく子育て世代を含む多世代がともに入居
- (6) 安心して利用できる入居費用



3 整備手法等

本市が上記の機能や特徴を公募条件として、市有地の貸与や民有資産に整備・運営する民間事業者（事業計画）を公募します。公募により提出された事業計画を「よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会」が審査し、委員会の答申に基づき市長が事業者を決定します。

なお、交流サロンの運営についても、選定された事業者が区役所及び自治会町内会等の地域の皆様と連携して行います。

4 現在整備を予定している住宅

- (1) 整備予定地（市有地）

鶴見区鶴見中央三丁目1205番1

【鶴見会館跡地の一部 面積 2,717.36 m² 50年の定期借地による貸与】

（鶴見会館跡地は、本事業の他、保育所及び隣接する学校用地として活用する予定があります。）

- (2) 今後のスケジュール（予定）

平成24年度 整備事業者の公募・選定、定期借地契約締結

平成25年度 設計・工事

平成26年度 入居開始予定

位置図

住所：鶴見区鶴見中央三丁目1205番1

(JR鶴見駅、京急鶴見駅から徒歩7分)



土地活用案

よこはま多世代・地域
交流型住宅予定地
約 2,700 m²

- ・容積率：200%
- ・建ぺい率：60%
- ・用途地域：準工業地域
- ・準防火地域
- ・第5種高度地区
- ・「鶴見駅周辺街づくり協議地区整備指針」
該当地区

保育所整備
予定地
約 1,100 m²

学校用地
活用予定地
約 600 m²

鶴見小学校